

説明会「フィリピン共和国向け円借款「首都圏鉄道3号線改修事業」における情報漏洩事案を踏まえた再発防止策について」
(2026年8月31日) 質疑応答

#	ご質問	JICAより回答
1	再発防止策に関するホームページ上の記載では、当初、ECFAやOCAJI等の業界団体へ説明済みとされていましたが、OCAJIは具体的な説明を受けた認識がありませんでしたので、削除を依頼しました。事前確認なくこのような内容を公表することは問題ではないでしょうか。今後、同様の対応は厳に慎んでいただけますか。	ご指摘を受け、該当する記載はホームページから削除しました。関係者の皆様に混乱を招いたこととお詫びします。今後、外部向けに関係団体への説明状況を掲載する際は、事実確認および関係先への確認を徹底します。
2	「技術協力においてはTOR作成者の後続業務への参加は原則禁止」とのご説明がありました。しかし、現状、単独型で詳細計画策定調査を受注した場合、策定された計画の事業（プロジェクト）への参加は、排除されていないものと理解しています。その点の整理はどうでしょうか。	詳細計画策定調査のうち、当該業務のTORを実質的に作成する評価分析の担当者は、後続する本体事業には参加できません。一方、個別の技術分野のみを担当している場合は、本体事業への参加を認めています。
3	業者からJICAへ公開問い合わせは、業者名個人名で行うのか？または匿名で行うのか？教えて頂けないでしょうか？	公開問い合わせの提出時には、JICAが照会者を確認できるよう、会社名または個人コンサルタント名を明示いただきます。ただし、質問と回答を公開する際には、会社名や個人名は掲載いたしません。
4	新規案件の発掘・形成の段階（＝採択の前）における、コンサルタントとJICAの情報交換・意見交換は、引き続き問題なく実施可能でしょうか。この段階に過度な委縮や遠慮が入ると、魅力ある案件形成にとってはデメリットになってしまうかと考えます。	案件（調査や本体事業）の実施が確定する前であれば、公正性や競争性を損なわない範囲で、特定の国や課題分野に関する一般的な情報・意見交換は、引き続き可能です。ただし、特定の契約内容に関する情報を特定の事業者だけに提供することはできないため、公開プロセスを通じて情報交換を行います。案件形成段階で過度な萎縮が生じないように、従来どおり意見交換を続けます。
5	公開されたステップ1から4までの対応は、JICAが直接発注する契約のみが対象でしょうか。それとも、現地政府が発注する無償資金協力や円借款も対象でしょうか。これらでも入札や先方政府負担事項等の問題が生じているため、同様の仕組みを導入すべきではないでしょうか。	今回説明した対応の流れは、JICAが直接契約する案件を対象としています。無償・有償資金協力への適用については、引き続きOCAJIの有償・無償分科会で議論します。

説明会「フィリピン共和国向け円借款「首都圏鉄道3号線改修事業」における情報漏洩事案を踏まえた再発防止策について」
(2026年8月31日) 質疑応答

#	ご質問	JICAより回答
6	「外部事業者との情報交換に関する新たな取組み資料」について質問させて頂きたいです。意見招請・プレ公示との説明がありました。こちらは主にコンサルタント向けのお話と理解しています。コントラクターも本会議に参加していますが、コントラクター向けには何を期待された説明なののでしょうか。また、RFIについて、当方は初めて聞く内容なのですが、具体的な仕組みや方法を教えてください。（誰が、いつ誰に何を聞けばいいのですか？：コントラクターも参加できるのかという視点です）	今回ご説明したRFI・意見招請・プレ公示の流れは、主にJICAの直接契約を受注する外部事業者向けです。他方、フィリピンにおける情報漏洩事案は、資金協力との関係性を有するJICA直接契約で発生しており、契約手続を公開プロセスで進める方針について、有償資金協力、無償資金協力、技術協力に関わる関係の皆様にご知らせするため、本日の説明会にはコントラクターの皆様にもご参加いただいております。RFIは、案件実施確定前の初期段階でJICAがウェブサイトを通じて情報提供を求める仕組みで、コントラクターを含む幅広い外部事業者が回答できます。RFI及び意見招請・プレ公示ともに、特にコントラクターから意見を求めたい場合は、OCAJI等を通じて周知することも含め、内部で検討して参ります。
7	RFIや意見招請に関する情報は、コントラクターにもこれまで十分に発信されているのでしょうか。JICAのウェブサイトへの掲載だけでは、いつ、どこで実施され、コントラクターも参加可能なのか分かりにくいいため、OCAJI等を通じて広く周知し、仕組みを明確に説明していただけないでしょうか。	情報提供依頼（RFI）や意見招請において、コントラクターの皆様からも広く意見を求めたい場合には、OCAJI等を通じ、掲載情報を広く周知することも考えられます。具体的な対応は内部で検討して参ります。